

弥富市総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市総合計画審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 傍聴席から身を乗り出したり、又は物を会場に落下させるおそれのある行為をしないこと。

(3) 携帯電話その他音の発生する情報通信機器の電源を切り、又は音が発生しないように設定すること。

(4) 会場における言論に対して可否を表明したり、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。